

令和3年度 社会福祉法人指導監査結果

社会福祉法人については、年度当初は17法人に対する実地監査を予定していましたが、市内の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて、一部を次年度に延期し、13法人に対して実地監査を行いました。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1	社会福祉法人希望の会	実地監査	役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程において、支給の方法に関する事項を定めること。 【社会福祉法施行規則第2条の42】	役員報酬規程につきましては、理事会及び評議員会にて令和3年12月31日をもって役員報酬を廃止し無報酬となりました。それに伴い報酬規程を変更しております。
2	社会福祉法人近畿福音ルーテル福祉会	実地監査	理事の改選について、評議員会に対する理事の選任候補者の提案は、理事会の決議により行わなければならないが、理事会の決議が無いまま評議員会に提案していた。今後は、法令等に従って適切な法人運営を行うこと。 【社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項】	理事の改選時には、評議員会への理事の選任候補者の提案を理事会の決議を経て、今後は行いません。
			監事の改選について、評議員会に対する監事の選任候補者の提案は、理事会の決議により行うことに加え、在任監事の過半数の同意を得る必要があるが、理事会の決議もなく、監事から同意を得ることもなく、評議員会に提案していた。今後は、法令等に従って適切な法人運営を行うこと。 【社会福祉法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項】	今後は監事の改選時には評議員会への監事の選任候補者の提案を理事会の決議を得て行ない、又、在任監事の過半数の同意を得て、評議員会に提案いたします。
			評議員の選任候補者の提案について、評議員選任候補者の推薦は理事会で決議され「次期評議員候補者推薦書」を評議員選任・解任委員会に提出しなければならないが、当該提案を理事会で決議しないまま「次期評議員候補者推薦書」を作成し、評議員選任・解任委員会に提案していた。今後は、法令等に従って適切な法人運営を行うこと。 【定款第6条第3項、評議員選任・解任委員会運営細則第12条第1項第1号】	評議員の選任候補者の提案について、今後は評議員選任候補者の推薦を理事会での決議を経て、「次期評議員候補者推薦書」を作成し、評議員選任・解任委員会に提案いたします。
3	社会福祉法人健仁会	実地監査	令和2年度度計算書類における注記事項及び附属明細書について、以下の項目に係る誤りが確認されているため、次期以降適切に処理を行うこと。 (1) 注記「基本財産の増減の内容及び金額」の記載 (⇒法人全体:該当なしと記載されている) (2) 注記「担保に供している資産」の記載内容 (⇒担保資産の帳簿価額を記載すること) 【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱い 別紙1、2の記載例を確認すること】 (3) 附属明細書「別紙3①借入金明細書」の期末残高及び担保資産の記載内容 (⇒①期末残高の金額に1年内返済予定が含まれていない、 ②西大寺南の注記に記載がある土地の担保資産への記載がない、 ③担保資産の帳簿価額が前期帳簿価額) (4) 下記、附属明細書の拠点別金額の記載漏れ ①「別紙3③補助金事業等収益明細書」 ②「別紙3⑥基本金明細書」 ③「別紙3⑦国庫補助金等特別積立金明細書」	次期以降適切に処理いたします。
4	社会福祉法人晃宝会	実地監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
5	社会福祉法人 成美学寮	実地監査	監事の選任について理事会が議案を評議員会に提出するためには、在任する監事の過半数の同意を得ることが必要だが、当該同意を得ていなかった。今後は当該同意を在任する監事の過半数から得たうえで、その旨を理事会の議事録に記載等を行うこと。 【社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項、指導監査ガイドライン1の5(2)1】	次回の改選時より、ご指摘の通り改善いたします。
6	社会福祉法人 大和清泉会	実地監査	無	
7	社会福祉法人 奈良愛育会	実地監査	令和3年度第2回理事会（決議があったものとみなされた日は令和3年6月30日）に理事長が再任されたにもかかわらず、代表権を有する者の氏名の登記が行われていなかった。再任から2週間以内に登記を行うこと。 また、令和3年度第1回評議員会（決議があったものとみなされた日は令和3年6月19日）において計算書類等の承認を受けたにもかかわらず、それ以前の令和3年5月31日に資産の総額の変更の登記を行っている。適切に登記を行うこと。 【社会福祉法第29条、組合等登記令第2条及び第3条】	今回の理事長登記は令和3年9月29日に、また、今年度の資産登記は令和3年5月31日に行われており、いずれもご指摘の通り適切な時期に登記がなされておりませんでした。今後、理事長再任・選任の際には、当該理事会より2週間以内に代表権を有する者の氏名の登記を行います。また、例年の資産の総額変更の登記も、評議員会の計算書類承認を受けた後、適切な時期に行います。
8	社会福祉法人 奈良愛の園福祉会	実地監査	業務執行理事の2名について理事会の決議を経ずに選定されている。定款第16条第2項に基づき理事会の決議により選定すること。 【社会福祉法第45条の16第2項】	2021年度第4回理事会（2022年3月7日開催）において、業務執行理事2名を選任いたしました。議事録の写しを添付いたします。
9	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	実地監査	令和2年度第3回評議員会議事録において「評議員全員から書面により同意の意思表示を得たことから、（中略）当該決議事項を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。」と記載されているにもかかわらず、提出された回答書より2名の評議員の同意が確認できなかった。ついでには速やかに同意の意思の有無を確認し、評議員会決議の省略に係る書類については適正に処理し保存しておくこと。 【社会福祉法45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項】	該当評議員に電話にて同意の意思の有無確認を行い、決議に係る書類の修正及び保存を行った。今後書面評決における書類については同意の確認に留意し、処理にあたります。
10	社会福祉法人 奈良YMCA	実地監査	無	
11	社会福祉法人 平城福祉会	実地監査	理事会の招集通知について、理事会の1週間前（中7日間）までに通知がされていない事例があった。今後は、招集通知を期限までに理事・監事に発出すること。 【社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条】【指導監査ガイドライン I-6(1)1】	今後は、理事会の1週間前（中7日間）までに通知するようにいたします。
12	社会福祉法人 万葉福祉会	実地監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
13	社会福祉法人 大和まほろば会	実地監査	評議員の選任手続において、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないことについて、法人において確認がされていないので、適切に確認すること。 【社会福祉法第40条第4項及び第5項】	選任時に確認は行っているが、選任時の欠格事由非該当の宣誓書に項目を明記し法人として確認します。
			令和3年3月及び同年5月の理事会議事録において、評議員会の開催に係る事項のうち、評議員会の開催場所の記載がなかった。また、令和3年3月の理事会議事録においては、議題についても明確に記載されていなかった。評議員会の開催に係る事項については、理事会で決議を行い、漏れなく議事録に記載すること。 【社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条】	理事会・評議員会の議事録に開催場所について明記します。
			理事の選任手続において、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないかを確認していないので、適切に確認すること。 【社会福祉法第44条第6項】	選任時に確認は行っているが、理事会において再度確認し、議事録に確認結果を記載します。
			令和3年5月の理事会において決定された監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことを確認できなかった。定款細則第13条第4項の規定に従い、当該同意があった旨は理事会議事録に記録すること。 【社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人法第72条第1項】	監事の過半数の同意について、議事録に記載します。
			監事の選任手続の過程において、各役員と特殊関係にある者が含まれていないことについて確認していないので、適切に確認すること。 【社会福祉法第44条第7項】	選任時に確認は行っているが、理事会において再度確認し、議事録に確認結果を記載します。
			令和3年6月の理事会において招集通知が省略されたが、理事及び監事の全員の同意を確認できる書類が作成・保存されていなかった。定款細則第22条第3項の規定に従い、招集の通知を省略した場合は、理事及び監事の全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存すること。 【社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人法第94条第2項】	事前に同意は得ていますが、書面として作成し、保存します。
			令和2年度の理事会において理事長が職務執行に関する報告を1回しか行っていない。令和3年度の理事会においても指導監査当日時点で理事長が職務執行に関する報告は行っておらず、その予定もなかった。理事長は、定款第17条の規定に従い、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行に関する報告を行うこと。 【社会福祉法第45条の16第3項】	令和3年度は、3月予定の理事会で、理事長の職務執行に関する報告を行う予定です。
			奈良市に対する計算書類等及び財産目録等の届出が遅れていた。今後は、毎会計年度終了後3月以内に、奈良市に対して届出を行うこと。 【社会福祉法第59条】	適切に届出を行います。
理事長の重任に関する登記が、重任から約5カ月経過後に行われている。登記事項の変更については、変更が生じたときから2週間以内に行うこと。 【社会福祉法第29条、組合等登記令第2条及び第3条】	適切に手続きを行います。			

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。